

船舶事故調査報告書

令和8年2月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和7年6月22日 07時15分頃
発生場所	滋賀県大津市苗鹿 <sup>のうか</sup> 東方沖（琵琶湖南西部） 雄琴 <sup>おごま</sup> 四等三角点から真方位157°1,090m付近 （概位 北緯35°05.0′ 東経135°53.9′）
事故の概要	プレジャーボートロクマルまん号は、航行中、また、プレジャーボート雄琴港 <sup>おごまこう</sup> 2は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年6月30日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート ロクマルまん号、1.1トン 231-19989滋賀、個人所有 B プレジャーボート 雄琴港2、0.1トン 253-31438滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 重傷 1人（船長B）、軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 左舷船首部船底に擦過傷 B 電動小型船外機（エレキ）に破損
気象・水象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りの目的で、大津市のマリーナを出航した。 船長Aは、操船開始前に周囲の見張りを行ったが、航行の支障となる他船は見当たらなかった。 船長Aは、A船を東進させた後、北側陸岸の東方沖に向けてA船を左転させることとしたが、依然として航行の支障となる他船はいないと思って操船を続けた。 船長Aは、体感で約20km/hの対地速力にA船を増速させながら左転させ、船首浮上によって船首方に死角が生じた状態となっていたところ、A船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 船長Aは、B船の乗船者1人が落水していたので救助した後、所属するマリーナに連絡し、119番通報を依頼した。 B船（レンタルボート）は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りの目的で漂流中、A船と衝突した。 A船は自力航行で、B船は所属するマリーナの船舶によってえい航

され、それぞれB船の係留地に向かった。

(図1 参照)



図1 事故発生経過概略図

**分析**

A船は、航行中、船長Aが、適切な見張りを行っていなかったことから、漂泊中のB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。

船長Aは、操船開始前に周囲の見張りを行ったが、航行の支障となる他船が見当たらなかったことから、航行の支障となる他船はいないと思い、適切な見張りを行わなかったものと考えられる。

船長AがB船を認めなかったのは、A船の死角に入っていたか、船長Aが見落としたことによる可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。

B船は、漂泊中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから必要な情報が得られなかったことから、B船が衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。

**原因**

本事故は、A船が航行中、B船が漂泊中、両船が衝突したものと考えられる。

**再発防止策**

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 小型船舶の船長は、操船中は操船及び見張りに意識を集中し、船首方に死角が生じる場合、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを適切に行うこと。